

## 川崎市における「東急沿線まちづくり」の連携・協力に関する包括協定書

川崎市（以下、「甲」という。）と東京急行電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、川崎市における東急沿線地域（以下、「対象地域」という。）のまちづくりに関して、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に情報や意見の交換に努め、緊密に連携協力し、対象地域における誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

（取組事項等）

第2条 甲および乙は、前条に定める本協定の目的を達成するため、対象地域内における次の各号の事項について、検討するものとする。

- （1）駅を中心としたまちづくりやアクセス向上に関する事
- （2）沿線の暮らしやコミュニティの発展に関する事
- （3）沿線の魅力向上に関する事
- （4）その他、甲乙連携による取組が必要と認められる事

2. 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲および乙は、定期的に協議を行うものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2022年3月末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、二者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（覚書等の締結）

第4条 甲および乙は、本協定に基づく今後の具体的な連携・協力活動に関する取組事項、役割分担、費用負担等について、別途協議の上、覚書等を締結するものとする。

（協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項または本協定の各条項に関し、疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2018年3月30日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市 市長 福田 紀彦

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号

東京急行電鉄株式会社

取締役社長 野本 弘文